

公社等外郭団体見直し方針（平成17年3月策定）～抜粋～

V 県退職者の公社等外郭団体への再就職についての基本的考え方

株式会社等を除く公社等外郭団体における県退職者の再就職については、平成17年度の県退職者から次のように取り扱うものとする。

1 県退職者の推薦

公社等外郭団体の役職員については、当該団体からの推薦要請に基づき、県退職者の推薦を行うこととする。

また、公社等外郭団体の役職員として再就職した県退職者の氏名等については、平成18年度から毎年度公表する。

2 県退職者の公社等外郭団体における給与等

県退職者の公社等外郭団体の役職員としての給与は、再任用における給与を参考とし、業務内容、経営状況等に応じた適正な水準とすること及び県退職者の公社等外郭団体における退職金は支給しないことを公社等外郭団体に要請する。

3 県退職者の公社等外郭団体における在職期間

県退職者の公社等外郭団体の役職員としての在職期間は、原則として、再任用の上限年齢に合わせることを公社等外郭団体に要請する。

（参考）公社等外郭団体とは

公社等外郭団体とは、次のいずれかに該当する団体をいう。

- (1) 県が25%以上出資している団体
- (2) 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき、県が職員を派遣している団体で、県内に主たる事務所を有するもの
- (3) 公の施設の管理を委託している団体（地方公共団体を除く。）